

平成28年5月10日
30年中間貯蔵施設地権者会
会長 門馬 幸治

5月1日第2回定期総会が適法に基づき開催・成立したことをご報告させていただきます。会員の皆様にご承認を頂きました「平成27年度事業（活動）報告」「平成28年度事業計画等」の主なものを今回の会報で取り上げさせていただきました。

1. 役員の新任

会則第9条による役員任期は2年ですが、当会設立が平成26年12月17日で、今期の途中で任期満了を迎えることになります。このことから、定期総会において「役員改選」を議案とさせて頂き、満場一致で全役員が再任されました。

役員・事務局一同、今後も会則の目的達成に向け、邁進する所存です。会員の皆様には、引き続き、ご支援の程、宜しくお願い申し上げます。

会長（副会長兼務） 門馬 幸治

事務局長 門馬 好春

〈門馬会長挨拶の様子〉



〈門馬議長選任後の議事進行の様子〉



門馬会長の再任挨拶

会員の皆様には、大変にご苦勞の多い日々を過ごされているかと思えます。第2回定期総会におきまして、会長職を皆様から満場一致で再任されたことから、その責任の重さを改めて感じて、皆様の期待に沿うべく、引き続き古里のために努力させていただきますので、ご支援ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

2. 当会顧問弁護士『弁護士法人いわき法律事務所・越前谷元紀弁護士』に第 8 回団体交渉から参加、法律の専門家の立場から強力な支援を頂き、本年 2 月 1 日正式に顧問契約を締結し、顧問弁護士として地上権契約等の見直しが図られております。

第 2 回定期総会に於きましても、交渉のポイントを分かりやすく説明頂いた後に、会員の皆様からの質問にも丁寧に回答して頂きました。

〈越前谷弁護士のご挨拶等の様子〉

〈同じく交渉のポイント説明の様子〉



3. 【第 2 回定期総会内容】

同封の定期総会議事録の通り、第 1 号議案から第 8 号議案まで全会一致で可決・承認を頂きました。また、当初より要求しておりました「ビデオ撮影」が 10 回目にして、やっと環境省と合意に至り、事業（活動）報告の中で、第 10 回と第 11 回団体交渉状況（主な部分）を映像で様子を会員の皆様にご覧頂きました。

〈定期総会の様子〉

〈団体交渉状況のビデオ映写の様子〉



4. 【環境省との第10～11回団体交渉内容等】

2月16日（日）、4月17日（日）に第10回～11回団体交渉を福島環境再生事務所いわき相談室で行いました。第10回交渉では4時間近い交渉の内、契約書の内容交渉に約2時間正当性を激論、第11回交渉では、約6時間の交渉すべて（個人情報などの事項は非公開）にマスコミが入りました。第11回交渉では環境省側の人事異動により永島参事官が異動（当面兼務の予定）し後任として「西村治彦参事官」が初めて交渉の席に着きました。

〈第11回交渉状況〉

〈環境省側左から3人目が西村参事官〉



〈第11回交渉の状況〉

〈第10回交渉状況・マスコミ撮影状況〉



また「土地価格」「地上権価格」については、再度4月25日（月）環境省本省1階会議室で、松島調整官・山口用地審査課長・井関参事官室係員が同席の上、環境省提示価格の根拠の確認及び当会提示価格への見直しの要求等を約2時間（会長・事務局長・ 出席）実施いたしました。

5. 【第10～11回団体交渉迄の主な見直し内容等】

昨年3月に、初めて環境省から提示を受けた内容から、当方の要求が通り「修正」された内容は、以下の通りです。

(1) 「地上権契約書の見直し」〈修正された内容〉

《非常識な契約書から常識のある契約書への歩み》

1. 固定資産税の賦課時は、国による支払。2. 契約期間の明示。3. 土地所有者の第3者への売買・担保設定権の行使。4. 国による目的使用・地上権の第3者への譲渡禁止。5. 土地所有者による契約解除権。6. 国による守秘義務の明示。

皆様のご支援を受け交渉してきたからこそ、見直しがされたものです。

(2) 〈交渉中の内容〉

大熊町・双葉町並びに各分野の専門家の方々のご支援を受け交渉してまいります。

1. 30年後返還の確実な契約書への記載 2. 搬入目的物の明確な記載（将来、法律・省令変更によるリスクが高いためのリスク回避措置） 3. 除染をして原発事故前への原状回復の明記（どうゆう形で還ってくるか、環境省が逃げの記載のため） 4. 還ってこない時、目的物以外を搬入した時の損害賠償・違約金の明記（違約金が目的ではなく、担当者がころころ変わり、責任をもって確実に30年以内に県外最終処分場への搬出を行わせるのが目的）

引き続き、皆様のご支援を宜しくお願いいたします。

6. 【環境省提示の補償価格の「問題点」と当会の適正価格への「是正」申し入れ内容の直しについて】 「第2回定期総会でご説明（別添資料の通り）」

7. 【今後の交渉方針】 **みんなで声を出すことが大きな力となります。**

国の基本交渉方針は、出来る限りの先延ばしです。この対応で環境省が「福島復興」を遅らせています。地権者が疲れて、根負けするのを待つことと、地権者がわからなければ、知らない人が悪いという論法で進めています。「価格の問題・契約書の問題」然りです。

会員の皆様と共に声を出していきましょう。

環境省との第12回団体交渉は6月5日（日）予定です。交渉に同席を希望するご意向の会員の方は、遠慮なく事務局長迄ご連絡をお願いいたします。

別添資料

【環境省提示の補償価格の「問題点」と当会の適正価格への「是正」申し入れ内容】

（作成者・問い合わせ先：30年中間貯蔵施設地権者会 事務局長 門馬好春）

PC メール mommayoshiharu@gmail.com

携帯アドレス mommayoshiharu@ezweb.ne.jp

携帯電話 090-3533-5515

※問い合わせは氏名を記載の上、メールでお願いします。